

## 令和5年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

<b>施設名</b>	新潟市亀田清掃センター附属休憩所及び運動公園		
<b>管理者名</b>	きらめき・日建緑地共同企業体	令和3年4月1日	～ 令和8年3月31日
<b>担当課</b>	循環社会推進課		
<b>所在地</b>	新潟市江南区亀田1835番地1		
<b>根拠法令</b>	地方自治法第244条の2第3項		
<b>設置条例</b>	新潟市廃棄物処理施設附属施設条例		
<b>施設概要</b>	<p>●休憩所(敷地面積 2,200㎡)</p> <p>施設規模</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>延床面積 808㎡</p> <p>建築面積 868㎡</p> <p>施設内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩所(85畳)</li> <li>・多目的ホール(85㎡)</li> <li>・浴場(ジェットバス機能)×2</li> <li>・更衣室×2</li> <li>・ロビー</li> <li>・ドリンクコーナー</li> <li>・事務室</li> <li>・駐車場60台</li> </ul>	<p>●運動広場(敷地面積 27,100㎡)</p> <p>施設規模 (一面)11,403㎡</p> <p>施設内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動広場</li> <li>(軟式野球場とサッカー場兼用)</li> <li>・芝生広場</li> <li>・用具室</li> <li>・ランニングコース(1周約450m)</li> <li>・トイレ</li> <li>・遊具</li> <li>・駐車場20台</li> <li>(一般廃棄物処理場用地)</li> </ul>	

施設設置目的
<p>ごみ焼却場の余熱を利用した入浴設備を備えた休憩所(田舟の里)と遊具や野球場とサッカー場を兼用できる運動広場を備えた運動公園で地域住民のレクリエーション施設として健康増進と憩いの場を提供することを目的として設置</p>
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設の設置目的を理解し、魅力ある施設運営を目指すための運営方針及びサービス提供、地域経済への貢献、効率的な考え方、そのほかこの業務に関わる独自のアイデアを有すること。</li> <li>② 公の施設の管理運営を安全かつ継続して行える能力及び財務体質を有すること。</li> <li>③ 個人情報保護のための管理体制を整えること。</li> <li>④ 業務に見合った管理体制で職員の資質向上のための定期的な研修等ができる体制を整えること。</li> <li>⑤ 施設の現状を踏まえ、継続的な維持管理を行い施設内の衛生管理及び浴室等のレジオネラ属菌対策等を適切に行うこと。</li> <li>⑥ 施設の設置目的を踏まえ、施設全体の利用促進とサービス向上の工夫、特に多目的ホール等の利用率増加に向けた取り組みをすること。</li> <li>⑦ 遊具等付帯設備・備品類の安全点検及び緊急時に備えた各種訓練を定期的に行い、そのほか災害・事故等の予防策を考え、緊急時に対応する体制を整えること。</li> <li>⑧ 利用者の声に的確に応えるなど施設の信用性向上に取り組むこと。</li> <li>⑨ 事業計画に沿った内容で経費を算定すること。</li> <li>⑩ 経費の削減に取り組み、市が支払う管理費用を抑える事業計画となっていること。</li> </ol>

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	ホームページの充実と 広報誌(市報等官報)・ HP掲載を月1回以上			
	目標利用者数の達成	附属休憩所の年間利用 者数44,452人以上			
	多目的ホール稼働達成	年間利用時間数が354時 間以上			
	個人情報の保護	管理体制が整っている か。			
	利用者からの要望や苦 情に対する対応	苦情・要望には3営業 日以内に回答 アンケート回収を実施 年間250枚以上			
	利用促進とサービス向 上	自主事業100回以上			
財 務	市の歳入の増加	使用料収入が8,890千円 以上			
業 務	施設の維持管理及び衛 生管理	レジオネラ属菌対策対 応を月1回 グラウンドは、常に使 用可能な状態を維持す る。			
	災害・事故等の予防及 び緊急時対応	遊具等付帯設備の点検 を月1回以上、及び各種 訓練年1回以上を行う。			
	事件・事故発生時の対 応の適切	事故が生じた場合速や かに対応する。			
人 材	配置人員のスキル習熟	定期的な研修等を行う。			
	配置人員の労働条件	労働関係法を遵守す る。			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄 (アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所管課による総合評価 (所見)